

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

後期高齢者医療制度(75歳からの健康保険)の保険料率が変わります

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。令和6・7年度の保険料率は、現役世代の負担増を抑制するための制度改正の内容も踏まえて見直しを行うこととなりました。なお、一定以下の所得の方などについては、激変緩和措置が講じられます。

改定される保険料率及び保険料の賦課限度額は、次のとおりです。

	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率 (所得に応じて負担)	8.80%	9.43%※1
均等割額 (加入者が公平に負担)	43,100円	47,600円
賦課限度額 (年間保険料の最高額)	66万円	80万円※2

※1 年金収入153万円～211万円相当の方は、8.68% (令和6年度のみ)

※2 昭和24年3月31日以前に生まれた方等は、73万円 (令和6年度のみ)

後期高齢者医療保険料のしくみ

保険料は所得割額と均等割額の合計で個人ごとに計算されます。

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{年間保険料}$$

(所得に応じて負担) (令和5年中の所得-43万円) × 9.43% + (加入者が公平に負担) 47,600円 = (賦課限度額 年間80万円)

所得に応じて均等割額を軽減します

同一世帯内の総所得金額などが一定の金額以下の場合、均等割額が軽減されます。軽減された均等割額は右の表のとおりです。

なお、同一世帯内に未申告者がいる場合は、判定できないため、軽減されません。

軽減割合	軽減後の金額
7割軽減	14,280円
5割軽減	23,800円
2割軽減	38,080円

後期高齢者医療保険料試算とお問い合わせはこちら

保健福祉課 保健医療グループ (役場1階7番窓口) または 山形県後期高齢者医療広域連合
☎35-2111 内線136・173 ☎0237-84-7100

国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者で国民健康保険税を出し合ってお互いに助け合う制度です。

大石田町では、国民健康保険加入者の方々に適正な税負担をいただくため、令和6年度からの国民健康保険税等を下記のとおり変更します。

1. 新しい税率

区分 (対象者)	医療保険分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 所得に対して	7.70%	6.30%	2.50%	2.90%	2.20%	2.10%
均等割 1人当たり	32,000円	25,400円	10,000円	11,100円	12,000円	11,500円
平等割 1世帯当たり	23,000円	18,200円	7,000円	7,800円	6,000円	5,700円
課税限度額	650,000円	650,000円	220,000円	240,000円	170,000円	170,000円

比較 (改正前-改正後)

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付金分	合計
所得割	▲1.40%	+0.40%	▲0.10%	▲1.10%
均等割	▲6,600円	+1,100円	▲500円	▲6,000円
平等割	▲4,800円	+800円	▲300円	▲4,300円

2. 所得の低い世帯への国民健康保険税軽減措置の対象が拡大されます

世帯の所得金額が次の基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。このうち5割と2割の所得基準が変更され、軽減される世帯が拡大されます。

世帯主・被保険者・後期高齢者医療制度移行者の合計所得 (令和5年中)	均等割・平等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数※a-1)	7割軽減
43万円+(29万5千円×被保険者数※b)+10万円×(給与所得者等の数※a-1) ※29万円(改正前)⇒29万5千円(改正後)	5割軽減
43万円+(54万5千円×被保険者数※b)+10万円×(給与所得者等の数※a-1) ※53万5千円(改正前)⇒54万5千円(改正後)	2割軽減

※a…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※b…国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者へ移行した者を含みます。

3. 賦課限度額が引き上げられます

国民健康保険税の年税額の上限 104万円(改正前)⇒106万円(改正後)

町民税務課 税務グループ (役場1階4番窓口) ☎35-2111 内線125・126